

省

令

○農林水産省令第三十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月三日

農林水産大臣 石破 茂

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中、「小松飛行場」の下に、「静岡空港」を加える。

附則

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

告

示

○総務省告示第二百九十九号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月三日

総務大臣 鳩山 邦夫

異動の届出  
年月日 異動の届出政党その他の政治団体の名称

異動事項  
新

旧

平成二十一年  
五月十八日 民主党

代表者の氏名 鳩山由紀夫

小沢 一郎

○総務省告示第二百号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成八年自治省告示第二百二十一号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月三日

総務大臣 鳩山 邦夫

異動の届出  
年月日 異動の届出政党その他の政治団体の名称

異動事項  
新

旧

平成二十一年  
五月十八日 民主党

代表者の氏名 鳩山由紀夫

小沢 一郎

○総務省告示第三百一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

平成二十一年六月三日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一号

一 敷設区間  
唐浜～里間

（唐浜側）鹿児島県薩摩川内市港町字唐山六一〇番一九八地先

（里側）鹿児島県薩摩川内市里町字村町三八番二

二 保護区域

線条の左右各三〇メートル以内

三 敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第二号

一 敷設区間  
江石～鹿島間

（江石側）鹿児島県薩摩川内市上甕町江石字塩巻四二番二地先

（鹿島側）鹿児島県薩摩川内市鹿島町蘭牟田字小牟田三〇九〇番五地先

二 保護区域

線条の左右各三〇メートル以内

三 敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

第三号

一 敷設区間  
佐野浦～寄田間

（佐野浦側）鹿児島県薩摩川内市下甕町手打字佐野浦三七三番一地先

（寄田側）鹿児島県薩摩川内市寄田町字吹揚一番六三

二 保護区域

線条の左右各三〇メートル以内

三 敷設状況

水底線路一条、別図のとおり